

協同組合はよりよい社会を築きます
Cooperatives Build a Better World



100th 国際協同組合デー
2022.7.2 [Sat]

国際協同組合デーは、
毎年7月の第1土曜日です

第100回 国際協同組合デー記念 SNS企画はこちらから ➡

2022年は国際協同組合デーが第100回を迎える記念の年です。



日本協同組合連携機構(JCA)

第 100 回国際協同組合デー JCA 会長メッセージ

国際連帯と世界平和を願い、協同組合への認知を高め、協同組合運動の思想を広めることを目的に、1923 年から、国際協同組合同盟（ICA）の呼びかけのもと毎年 7 月第 1 土曜日に世界中で取り組まれてきた国際協同組合デーは、今年第 100 回を迎えます。

今年のデーの世界共通スローガンは「協同組合はよりよい社会を築きます（Cooperatives Build a Better World）」です。これには、協同組合が協同組合らしさ（＝アイデンティティ）を発揮してよりよい社会づくりに貢献していくこと、そのことを世界に発信していくことという趣旨が込められており、ICA が昨年 12 月のソウル大会を起点に開始した協同組合のアイデンティティ（定義・価値・原則）の世界的な協議と連動しています。

ICA の提起した世界的協議は、協同組合のアイデンティティを改めて学び理解すること、実践に活かしていくこと、改定の必要性を含め検証していくことを目的としています。この提起を受け、日本においても、まずは協同組合のアイデンティティの学習をすすめてまいります。

貧困、格差、社会的排除、不安定な仕事、高齢化、地域の持続可能性の危機、移民、暴力・戦争、気候変動、自然災害、感染症などの問題は、人類や地球の持続可能性に疑問を投げかけており、このままでは 2030 年の持続可能な開発目標（SDGs）の達成は危機的な状況にあると考えざるを得ません。こうした状況に対し、国連のグテーレス事務総長は、「世界は『深い穴の淵に立っており、間違った方向に進んでいます』と警告し、『信頼を回復し、希望を呼び起こすために、私たちは協同、対話、理解を必要としています』と訴えました。

まさに今、人びとの協同を基本とするよりよい社会づくりに向け、協同組合が協同組合らしさを発揮していくことが求められています。

第 100 回の記念すべき今年のデーを契機として、協同組合のアイデンティティへの理解を深めていきましょう。そして、協同組合らしさを発揮したよりよい社会づくりの取り組みとその社会への発信を、ともに一層すすめていきましょう。

2022（令和 4）年 6 月

日本協同組合連携機構
代表理事長 中家 徹

国際協同組合デーとは

国際協同組合デーは、国際連帯と世界平和を願い、協同組合への認知を高め、協同組合運動の思想を広めることを目的に、国際協同組合同盟（ICA）の呼びかけのもと毎年7月第1土曜日に世界中で取り組まれてきました。1923年に第1回が行われ、今年2022年は記念すべき第100回となります。

国際協同組合デーはどのように始まったのでしょうか¹。

1895年のICA設立以来、3年以内の間隔で開催されてきたICA大会は、1913年の第9回大会の後、第1次世界大戦（1914～1918年）のため中断を余儀なくされます。8年を経た1921年に大会が再開されたものの、1922年にイタリアでファシスト政権が生まれ、協同組合運動の弾圧が行われるようになるなど、ヨーロッパに再び不穏な空気が漂い始めます。

こうした中で、当時のICA会長フートノリート²（G. J. D. C. Goedhart）は、協同組合の理念、社会的意義、協同組合によるより人間的な社会の実現方法を、組合員だけでなく一般の人たちにも知らせることの必要性を訴え、1922年10月のICA執行委員会は、7月第1土曜日を「協同組合人の日」とすることを決定し、1923年7月7日の「協同組合人の日」が最初のデーとなりました。この日のためのフートノリートのメッセージは、「この祭典は、全世界の人びとに、協同組合人の連帯と協同組合の組織力が経済的解放の手段となっていくことを、また世界平和の保障となっていくことを明示する効果を發揮するであろう」と述べました³。

このように、協同組合がよりよい社会を創っていくこと、それが世界平和を実現していくことを、組合員以外の一般の人たちを含め広く訴えるために、国際協同組合デーは始まりました。

ICA設立100年の1995年からは、国連もこの日を国際デーの一つとしています。

¹ 国際協同組合デーの始まりについては、中川雄一郎「協同組合のビジョンとアイデンティティの歴史」（中川雄一郎・杉本貴志編『協同組合を学ぶ』日本経済評論社、2012年、38～86ページ）に基づきます。

² 名前のカタカナ表記は次の文献によりました。鈴木岳「G. J. D. C. フートノリート」『生活協同組合研究』第431号、2011年12月。

³ 中川前掲論文58ページ。

国際協同組合同盟(ICA)とは

1895年ロンドンで設立された世界の協同組合の連合組織であり（現在の本部：ブリュッセル）、世界各国の農業、消費者、信用、共済、保健、漁業、林業、労働者、旅行、住宅、エネルギー等あらゆる分野の協同組合の全国組織などが加盟しています。2022年6月現在、112カ国の318組織が加盟し、世界の300万の協同組合、10億人の組合員を代表しており、世界最大の非政府組織（NGO）の一つです。

世界の協同組合の協力や交流をすすめるとともに、協同組合の定義・価値・原則⁴を定め、それに基づき協同組合を代表して国連機関等への提言や広報活動を行い、世界の協同組合運動の発展を目指しています。

ICAは、国連経済社会理事会（ECOSOC）の総合諮問資格を最初に（1946年）取得した3つのNGOのうちの1つであり、国連への働きかけはICAの重要な役割です。

2002年には、国際労働機関（ILO）が「雇用創出、資源の動員、投資の創出、経済に対する貢献における協同組合の重要性」や「協同組合がすべての人びとの経済的・社会的開発への最大限の参加を促進すること」を認め、すべての国において協同組合の可能性を促進する措置をとるべきことなどを勧告しました（第193号勧告）。また、国連は、貧困削減や雇用創出、社会的統合への協同組合の貢献に対する認知を高めるため、2012年を「国際協同組合年」と定めました。2016年には国連教育科学文化機関（ユネスコ）が「協同組合は共通の利益と価値を通じてコミュニティづくりを行うことができる組織であり、さまざまな社会的な問題への創意工夫あふれる解決策を編み出している」と評価し、「協同組合の思想と実践」を人類の無形文化遺産に登録しました。このように、協同組合は国連機関から高い評価を受けています。

⁴ 協同組合の定義・価値・原則を示したものが、1995年「採択の協同組合のアイデンティティに関するICA声明」です。（19ページ）

協同組合のアイデンティティ（定義・価値・原則）に関する世界的協議について

協同組合のアイデンティティとは協同組合を他の企業形態と区別する「協同組合らしさ」「協同組合の特質」を表す言葉です。

1895年に設立された国際協同組合同盟（ICA）は、1937年に世界の協同組合の行動の指針として「協同組合原則」を採択し、1966年には先進国の経済成長や発展途上国の独立などの環境の変化を踏まえて原則の改定を行いました。

1980年ICAモスクワ大会のレイドロー報告における協同組合の思想的危機に対する警鐘を受け、ICAは協同組合の基本的価値の検討を行い、冷戦の終結と市場経済の世界への広がりという新しい環境のもと、1995年の設立100周年記念大会で「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」を採択しました。

同声明は、協同組合の定義（協同組合とは何か）と価値（協同組合が大切にする理念や考え方）を初めて明示するとともに、それまであった協同組合原則に必要な改定を加えたうえでそれを「価値を実践するための指針」として位置づけました。定義・価値・原則を示し協同組合とは何かを明示した同声明は、2001年の国連のガイドラインや2002年の国際労働機関（ILO）の勧告にも盛り込まれています。

同声明採択から27年がたちました。現在、貧困や格差、不安定な仕事、少子高齢化、地域の存続の危機、暴力・戦争、気候変動、自然災害、感染症などさまざまな問題が、私たちのくらしや地域に課題をもたらしています。こうした状況のなかで、協同組合が協同組合らしさ（＝アイデンティティ）を活かしてくらしや地域の課題に取り組み、持続可能なよりよい社会を創っていく必要があるという問題意識から、ICAは協同組合のアイデンティティ（定義・価値・原則）に関する世界的な協議を、昨年12月のICAソウル大会を起点に開始しました。

今年の国際協同組合デーの世界共通スローガン「協同組合はよりよい社会を築きます（Cooperatives Build a Better World）」は、この世界的な協議を意識したものです。

ICAの提起した世界的な協議は、協同組合のアイデンティティを学び、活かし、必要があれば修正していくところまで視野に入っていますが、JCAでは、まずアイデンティティへの理解を深めていくことを重点に、国際協同組合デーの機会の活用も含め、全国域や都道府県域、地域での学習活動を呼びかけ、支援していきます。

協同組合とSDGs

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals/SDGs)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(アジェンダは行動計画を意味します)に盛り込まれた17の目標です。貧困、飢餓、気候変動など人類・地球が直面する問題を解決し、「持続可能」な世界を実現するため、2030年までの達成を目指して世界各国で取り組みが進められています。

しかし、JCA会長メッセージにあるとおり、SDGsの達成は危機的な状況にあると考えられます。

協同組合は、これまで貧困や飢餓などの問題に取り組んできており、国連によりSDGsを達成するための重要なステークホルダーの一つとして位置づけられています。ICAも全世界の協同組合がSDGsの達成に向けて取り組むことを呼び掛けています。日本でも、政府による「SDGs実施指針」に協同組合が明記されています。2022年5月からは、政府の「SDGs推進円卓会議」に、協同組合からJCAの比嘉政浩代表理事専務が参加しています。このように、SDGsの達成に協同組合が果たす役割に、国内外で大きな期待が寄せられています。



SDGsに関連する協同組合の取り組み事例

協同組合は、下記の取り組み事例にみられるように、協同組合らしさを発揮しSDGsの達成に役割を果たしていくことができます。

- | | |
|--|---|
| 1 貧困をなくす
 | <ul style="list-style-type: none">○組合員の所得向上、金融・共済サービスの提供○多重債務問題への取り組み○困難を抱える女性や若者・高齢者・障がい者・生活困窮者等の就労支援や雇用促進○開発途上国でのマイクロインシュアランスの普及支援 |
| 2 飲食をゼロに
 | <ul style="list-style-type: none">○国内における農林漁業の振興と食料の安定供給、金融・共済サービスの提供○発展途上国における農林漁業支援○高齢者・障がい者等への配食事業○こども食堂・地域食堂・フードバンクの運営○コロナ禍での学生への食料支援○移動販売 |
| 3 すべての人に健康と福祉を
 | <ul style="list-style-type: none">○病院・診療所・歯科等の運営／僻地医療の提供○高齢者・障がい者等のケア事業／健康づくり・介護予防活動○子育て関連事業／地域の見守り・助け合い活動○交通安全啓発活動○共済による医療保障の提供 |
| 4 貧の高い教育をみんなに
 | <ul style="list-style-type: none">○奨学金問題への取り組み／学習支援事業○学生生活支援サービスの提供○大学等における寄付講座／環境教育・生涯学習への取り組み○各種専門技術教育・職業訓練の提供 |

<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>  <ul style="list-style-type: none"> ○女性の雇用創出 ○子育て支援事業 ○女性が働きやすい職場環境づくり ○DV等から女性を保護するためのシェルター事業
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>  <ul style="list-style-type: none"> ○森林・水田管理を通じた水資源の保全と生態系の保護 ○「せっけん運動」の普及・促進
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>  <ul style="list-style-type: none"> ○太陽光・風力・小水力・バイオマス発電事業 ○バイオディーゼル燃料事業 ○エコオフィス・エコ住宅等の促進
<p>8 働きかいも経済成長も</p>  <ul style="list-style-type: none"> ○勤労者・非正規勤労者失業者への金融支援サービス／フリーランサーへの各種支援 ○中小企業への金融サービスの提供を通じた成長支援／地域での創業・起業活動の創出支援 ○労働環境の改善・人材育成への支援／農林漁業従事者への各種支援／人手不足の解消 ○グリーンツーリズム等の持続可能な観光業／共済を通じた保障へのアクセスの促進・拡大 ○協同組合によるディーセントワークの創出
<p>9 生産と技術革新の基盤をつくろう</p>  <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアへの取り組み／農林漁業におけるICT等の先進技術の普及・促進 ○中小企業への金融サービスの提供を通じた成長支援／共同経済事業による中小企業の振興 ○ICTを活用した事業革新・生産性向上への取り組み／新技術・新サービス・新価値創出への支援 ○地域産業の次世代の担い手を育成する「場」の形成支援 ○地域産業を担う人材の確保・育成、技術・技能の継承
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>  <ul style="list-style-type: none"> ○国内外におけるフェアトレードの促進 ○人権問題の啓発活動
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティバス・買物バス・移動販売・介護タクシー等の運営 ○シェルター事業等の一時住宅支援／高齢者・子ども・障がい者等の「居場所」づくり ○地域の見守り・助け合い活動／交通安全インフラ整備 ○農林業を通じた環境保全と防災／共済サービスの提供を通じた被災者の生活再建支援 ○災害救援活動／市民農園の提供／防災教育を目的としたイベントの開催
<p>12 つくる責任つかう責任</p>  <ul style="list-style-type: none"> ○食の安全確保と情報提供／エシカル消費に関連した商品供給 ○国内外におけるフェアトレードの促進／森林認証制度・間伐材マークの普及 ○フードバンク・リサイクル事業等を通じた資源効率の改善 ○安心安全や環境に配慮した製商品の共同開発 ○環境負荷低減施設の共同利用
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>  <ul style="list-style-type: none"> ○森林整備によるCO₂吸収機能の発揮 ○事業におけるCO₂排出量の削減の取り組み ○屋上緑化・グリーンカーテンなどの取り組み ○再生可能エネルギーの普及・促進 ○グリーンボンドへの投資



14

海の豊かさを
守ろう

- 海洋への栄養分を供給するための森林整備
- 商品購入を通じた海洋保全の取り組み
- 海洋環境保全団体への助成事業
- 漁場環境整備及び資源管理の推進



15

陸の豊かさも
守ろう

- 環境保全型農業の推進／在来種の保存
- 森林資源の持続可能な利用
- 森林整備による生物多様性の保全
- 里山再生事業
- 商品購入を通じた環境保全の取り組み



16

平和と公正を
すべての人に

- ヒバクシヤ国際署名活動の支援
- 平和問題への取り組み
- 核兵器廃絶の取り組み
- 刑余者・保護観察対象者等の就労・社会復帰の支援



17

パートナーシップで
目標を達成しよう

- 国内外における協同組合間の連携
- 国内における自治体、労働組合、NGO・NPO 等との連携
- 地域の市民・企業・行政の連携による共有価値の創造

日本協同組合連携機構(JCA)とは

一般社団法人日本協同組合連携機構 (JCA) は、日本国内の各種協同組合の連携や海外協同組合との連携をすすめてきた「日本協同組合連絡協議会(JJC)」(日本の ICA 会員 17 団体で構成) の取り組みを引き継ぎ、一般社団法人 JC 総研を改組し、2018 年 4 月 1 日に誕生した組織です。JCA の目的は“協同組合の健全な発展と地域のよりよいくらし・仕事づくりへの貢献”です。このために JCA は、「協同組合間連携の推進・支援」、「政策提言・広報」、「調査・教育・研究」の 3 つの機能を備え、地域・都道府県・全国・国際の各段階における様々な協同組合の間の連携を支援・拡大し、協同組合の力を結集して地域の課題の解決を目指します。

第 1 号会員（一般社団法人の社員）として協同組合の全国組織 19 団体、第 2 号会員には JA 都道府県中央会や協同組合全国組織等、第 3 号会員には地域の各種協同組合や連合会等が加入しています。

協同組合の全国組織（JCA 第1・2号会員）

◆全国農業協同組合中央会

JA 全中

JA 全中は、わが国の JA グループの代表・総合調整を担う組織です。都道府県中央会とともに、全国の JA や連合会の意見を代表し、事業や経営に関する相談、政策への意思反映、広報、組合員・役職員教育などの活動を行っています。

こうした活動を通じ、わが国農業の振興、安全・安心で豊かな食べものの提供、地域の活性化など、JA グループの取り組みを推進しています。

◆全国農業協同組合連合会

JA 全農

JA 全農は、わが国の JA グループの一員として、農畜産物の販売や生産資材・生活資材の供給など、経済事業を行っている組織です。

経済事業を通じて JA の事業をサポートし、JA 組合員の農業振興、経済的・社会的地位向上に寄与するとともに、安全・安心な農畜産物の提供を通じて、生産者と消費者を安心で結ぶ取り組みを行っています。

◆全国共済農業協同組合連合会

JA 共済連

JA 共済連は、わが国の JA グループの一員として、「相互扶助」の理念に基づき「JA 共済」の愛称で JA と一緒に共済事業を行っている組織で、各種の企画、共済仕組みの開発、資産運用、支払共済金にかかる準備金の積立てなどをしています。

JA 共済は、JA と JA 共済連が共同で共済契約をお引き受けし、組合員・利用者の皆様に「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じて、豊かな生活づくりに努めるとともに、安心して暮らすことのできる地域社会づくりに貢献しています。

◆農林中央金庫

農林中央金庫は、農林水産業者の協同組織を基盤とする全国金融機関として、JA（農協）、JF（漁協）、JForest（森組）など会員のみなさまのために金融の円滑を図ることにより、農林水産業の発展に寄与し、もって国民経済の発展に資するという重要な社会的役割を担っています。

この役割を果たすため、JA（農協）、JF（漁協）、JForest（森組）などからの出資や、JA バンク、JF マリンバンクの安定的な資金調達基盤を背景に、会員や農林水産業者、農林水産業に関連する企業などへの貸出を行うとともに、国内外で多様な投融資を行い、資金の効率的な運用を図ることにより、会員のみなさまへの安定的な収益還元に努めています。

◆一般社団法人家の光協会

一般社団法人家の光協会は、協同組合精神に基づき、農山漁村文化の向上に寄与することを目的として設立された、JAグループの出版文化団体です。『家の光』は、“協同の心”を家庭で育む雑誌として1925年に創刊されました。「食と農」「暮らし」「協同」「家族」をテーマとした記事を掲載しています。農業・地域・JAのリーダーのためのオピニオン雑誌『地上』、JAグループの食農教育をすすめる子ども雑誌『ちゃぐりん』、家庭菜園雑誌『やさい畠』を発行し、『いのち・地域を未来につなぐ これからの協同組合間連携』のほか、各種分野の書籍も発行しています。また、これらの媒体を用いた記事活用・文化活動を通じて、JA組合員や地域住民の暮らしを豊かにする取り組みを展開しています。さらには、食農教育、読書運動、国際交流、映像フォトライブラリー事業など、さまざまな公益事業も実施しています。

◆日本生活協同組合連合会

日本生協連

日本生協連は、各地の生協や都道府県別・事業種別の生協連合会が加入する全国連合会です。1951年3月に設立され、現在312の生協・連合会が加入し、会員生協の総事業高は約3.8兆円、組合員総数は約3,000万人の日本最大の消費者組織です。

全国の生協の中央会的役割としてさまざまな団体と連携し、生協への理解を広げ、社会制度の充実に向けた政策提言などを行っています。

また、コープ商品の開発と会員生協への供給、会員生協の事業や活動のサポートなどを通じて、生協の発展を支える役割も果たしています。

◆株式会社日本農業新聞

日本農業新聞は、国内最大の農業専門の日刊紙で、2018年3月に創刊90周年を迎えました。国内外に情報ネットワークを広げ、農業・農村・JAの「いま」を発信するとともに、JAグループ情報共有運動に取り組んでいます。部数は約32万部です。食と農のかけ橋として、農政課題、JAグループの協同活動、営農やくらしに役立つ実用情報などを、毎日読者に届けています。また、2010年4月に本紙独自の収集データによる「新市況システム2010」が稼働。農畜産物市況とその指標となる

「日農INDEX」を紙面展開するほか、WEBで市況の動きを知らせる「ネット市況」サービスも行っています。

◆全国漁業協同組合連合会

JF全漁連

JF全漁連は、漁業者が地域ごとに結成しているJF（漁業協同組合）の全国組織です。

全国のJFやJF連合会とともにJFグループで必要な燃油等漁業用資機材の供給、組合員の漁獲物の販売等、各種経済事業、並びに、漁政活動、組織・事業強化支援活動、教育・研修活動、JF連合会の監査、国際的連帯強化、広報等の、いわゆる指導事業を行っています。

これらの諸活動を通じ安全・安心な水産食料の安定供給、わが国水産業の発展とJFの地域社会への貢献等に資するため必要な取組を支援・推進しています。

◆全国森林組合連合会

JForest 全森連

JForest 全森連は、森林所有者を組合員とした森林組合、各道府県森林組合連合会の全国組織です。森林経営の指導、木材等の販売、林業用資材等の購買、林業従事者の育成などの事業のほか、森林所有者及び山村の立場から森林・林業政策への提言を行っています。

協同組合精神に基づき、会員が協同して事業を推進することで、組合員の経済的・社会的地位の向上を図るとともに、国土の3分の2を占める森林の持つ多面的機能が発揮されるよう、森林の適切な整備・保全を進めています。

◆全国労働者共済生活協同組合連合会

こくみん共済 coop 〈全労済〉

こくみん共済 coop 〈全労済〉は、共済事業を通じて組合員の安心とゆとりある暮らしをサポートする保障の生協です。

生命・損害両分野において、組合員のニーズに応えたさまざまな共済を提供するとともに、SDGsの達成に貢献していくため、「こくみん共済 coop SDGs行動宣言」として「6つの重要課題（①共済を通じた安心の提供、②環境保全の取り組み、③子どもの健全育成の取り組み、④防災・減災の取り組み、⑤共創による社会づくり、⑥魅力ある組織づくり）」を設定し、「誰一人取り残さない」社会づくりに向けて、持続可能な社会づくり・セーフティーネットづくりに取り組んでいます。

その一環として、近年の大規模災害の頻発を踏まえた「これから防災・減災プロジェクト」や、子どもたちの成長を支える「子どもの成長応援プロジェクト」など、さまざまな社会課題への取り組みを展開しています。

今後も、当会の理念である「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」の実現に向け、「共済」を通じて人と人との「たすけあいの輪」をむすび、「安心のネットワーク」をひろげていきます。

◆日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

日本労協連

労働者協同組合（ワーカーズコープ）はともに生き、ともに働く社会をめざして、市民が協同・連帯し、人と地域に必要な仕事をおこし、「よい仕事」をし、地域社会の主体者になる働き方をめざす「協同労働の協同組合」です。働く人が出資し、民主的に経営する協同労働と社会連帯運動を通じた地域づくりをめざし、様々な困難を抱える人とともに介護・子育て・就労支援事業等を展開しています。

日本労協連は、労働者協同組合および関連団体から構成され、協同労働の普及、労働者協同組合の設立支援、2020年12月に成立し2022年10月から施行される労働者協同組合法の推進等に取り組んでいます。

◆全国大学生活協同組合連合会

全国大学生協連

大学生協は長年、学生・教職員の生活向上を目指し、大学の福利厚生を担い、同時に環境問題などの諸活動を推進してきました。運営に当たるのは各大学の学生・教職員です。現在は、大学改革が進行する中、魅力ある大学づくりに参画し、大学の“学びと成長”を支援する活動と事業にも重点を置き、協同体験を組合員の成長と大学生協の力にすることをめざしています。全国大学生協連は、会員生協の全国的な意思形成をもとに、それらの活動と事業の指導・支援を行っています。

◆一般社団法人 全国労働金庫協会

ろうきん

ろうきんは、労働組合や生活協同組合などの働く人たちがお互いを助け合うために、資金を出し合い、設立した協同組織の金融機関です。働く人たちからお預かりした資金は、働く人たちの生活を豊かにするための融資に利用し、そこから生まれた利益は働く人に役立つ商品の開発や良質なサービスとして還元しています。

ろうきんは人々が支え合う共生社会の実現をビジョンに掲げています。地域社会が抱える課題の解決に向けて非営利・協同セクターと連携し、働く人にもっとも身近で信頼される協同組織の福祉金融機関を目指した取り組みを進めています。

全国労働金庫協会は、全国 13 のろうきんの中央機関として、こうしたビジョンの実現に向けた業態の政策検討や方針化、経営モニタリング、役職員の教育研修、日々のろうきん間の連絡や調整などを行っています。

◆生活クラブ事業連合生活協同組合連合会

生活クラブ連合会

生活クラブ連合会は、加入する全国 34 の会員生協（生活クラブ共済連含む）が自治と連帯に基づき共同運営する事業連合です。「協同組合の価値と原則」に則り、競争原理に対して協同の理念を掲げ、取り組む生活材の共同開発・共同仕入と物流事業、広報活動、対外的な連帯活動などを行っています。

私たちは、自然と共生し、食べもの(Food)、エネルギー(Energy)、ケア(Care)ができる限り自給・循環させる FEC 自給*ネットワーク構想に基づき、「サステイナブル（持続可能）な生き方」を選び、すべての活動を行います。

*経済評論家・内橋克人氏が提案した「FEC 自給圏」構想に基づく。

◆全国中小企業団体中央会

全国中央会

全国中小企業団体中央会と 47 都道府県の中 小企業団体中央会は、中小企業組合等の連携組織を支援する専門機関です。

中小企業組合では、企業や個人が連携し、相互扶助の精神に基づき、それぞれが保有するノウハウや経営資源を補完し合うことで、さまざまな事業活動を協同して行い、組合員企業の経営基盤の強化や単独では困難な課題解決を図っています。

中央会では、中小企業組合制度を通じた組織化を推進し、その連携を強固にすることによって、中小企業並びに地域産業の振興発展を図る活動を行っています。

◆全国厚生農業協同組合連合会

JA 全厚連

JA 全厚連は、健康増進活動や医療、高齢者福祉事業などを実施する都道府県で活動している JA 厚生連の支援を行う全国段階の連合会です。

JA の厚生事業は、組合員および地域住民の方々が日々健やかに過ごせるように、保健・医療・高齢者福祉の分野で支援させて頂く事業です。特に、農山村地域における医療の確保を原点に、良質な医療の提供、健康増進活動の促進、急速な高齢化への対応など、各地域で積極的な活動を展開しております。

◆株式会社農協観光

N ツアー

農協観光（N ツアー）は、「あるがままの自然と人間のふれあい」をコンセプトに、組合員・地域住民・JA・都市と農村の様々な交流やつながりをつくる「ふれあいツーリズム」を推進し、「集い」「ふれあい」「行き交う」をコーディネートし、地域コミュニティの活性化に貢献する JA 旅行事業を進めています。あわせて、子ども村や教育旅行ならびに JA と共に食農教育活動に取組み、地域の「食」「景観」等を通じて「食料・農業への理解」「農村・自然の魅力」等、地域資源を活かした商品開発に取組んでいます。

◆日本コープ共済生活協同組合連合会

コープ共済連

コープ共済連は、共済事業を行う生協連合会で、CO·OP 共済を実施する全国の生協（事業連合会を含む）と全国労働者共済生活協同組合連合会、全国大学生協共済生活協同組合連合会、日本生協連により構成されています。

CO·OP 共済を通じて、組合員相互の助け合いにより、組合員のくらしの中の各種の危険による経済的な損失を保障することを中心として、組合員のくらしの向上に役立ち、生協の発展、協同組合運動の普及と豊かな社会づくりへの貢献を目指しています。

◆日本医療福祉生活協同組合連合会

医療福祉生協連

医療福祉生協連は、医療・福祉（介護）事業を行う生協の連合会です。「健康をつくる。平和をつくる。いのち輝く社会をつくる。」を理念に掲げ、主な事業として医師・看護師・介護士などの人材紹介・育成、出版・供給、教育研修、リース・レンタルなどを行っています。

全国の医療福祉生協は、医療・福祉・助け合いの切れ目のないサービスでくらしを支え、健康づくりを通じてくらしとまちづくりに貢献しています。

◆一般社団法人 全国信用金庫協会

全信協

全国信用金庫協会は、全国 254 の信用金庫（2021 年 3 月 31 日現在）と信金中央金庫を会員とし、信用金庫の健全な発展を支援することを目的に設立された金融団体です。

全信協は、信用金庫の業務運営に関する理論と実際の調査・研究をはじめ、共同事業、関係官庁その他に対する建議・要望活動を行うとともに、信用金庫業界の英知と総力を結集することに努めています。地域の中小企業等の発展、地域住民の豊かな暮らしの実現など、信用金庫がその目的、社会的役割をより良く發揮することを目指しています。

◆一般社団法人全国信用組合中央協会

全信中協

信用組合は、相互扶助を理念とする非営利の金融機関。現在、全国に145の信用組合があります(2022年3月31日現在)。102の地域信用組合、27の業域信用組合、16の職域信用組合があり、それぞれの組合員に金融サービスを提供しています。

全信中協は、信用組合の中央組織として、関係官庁や金融団体等との情報交換・連絡、業界の意思を取りまとめて要望・意見を表明するほか、信用組合役職員に対する教育訓練、業界のPR活動、機関誌の発行、調査統計資料の作成などを通じて信用組合業界の発展に努めています。

◆ワーカーズ・コレクティブ ネットワーク ジャパン

WNJ

ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン(WNJ)はワーカーズ・コレクティブの全国組織です。

ワーカーズ・コレクティブとは「地域で暮らし続けるために必要な機能を非営利、市民事業」として、全員が出資し、一人一票の平等な権利と責任を持ち、協同して働きます。全国各地で様々な分野で現在約340団体(1号会員)が事業を展開しています。

2022年中に、42年ぶりにできた協同組合法「労働者協同組合法(ワーカーズ法)」が施行されます。これまで私たちが40年間実践してきた「出資・運営・労働」の働き方が制度として社会化されます。WNJは、持続可能で活力ある地域社会づくりに向けて労働者協同組合法を推進します。

◆共栄火災海上保険株式会社

共栄火災

共栄火災は、農林水産業協同組合、信用金庫・信用組合、生活協同組合をはじめとする協同組合・協同組織諸団体の前身である産業組合によって設立されました。

社名である「共栄火災」は産業組合の理念である「共存同栄」から2文字をとって命名され、「共存同栄の精神」は共栄火災の経営理念として受け継がれています。

この理念のもと、協同組合・協同組織諸団体との親密な関係を保ちながら、諸団体の事業を補償面でサポートするとともに、各種共済を補完する役割を担うなど、組合員や会員の安定した生活に寄与するように努めています。

◆労働者福祉中央協議会

中央労福協

中央労福協は、労働者福祉を総合的に推進するための中央組織で、労働団体、協同組合・事業団体ならびに全国47都道府県の労福協で構成されています。

結成は1949年で、生活物資の確保を求めて労働団体と生協が組織の枠組みを超えて結集するところから生まれ、その後様々な労働者自主福祉事業の組織化、育成に取り組んできました。

近年では、多重債務問題や奨学金問題対策、生活困窮者自立支援など、広く国民の共感を得られる社会運動と政策提言を行っています。

「すべての働く人の幸せと豊かさをめざして、連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくります」この理念を大切に、ポストコロナ時代を見据えた新たなスタイルにもチャレンジしながら、みんなで参加し声をあげる運動を展開していきます。

◆一般社団法人日本共済協会

日本共済協会は、協同組合が行う共済事業の健全な発展を図り、地域社会における農林漁業者、勤労者、中小企業者などの生活安定および福祉の向上に貢献することを目的として、協同組合共済の連携を促進する活動等に取り組む一般社団法人です。

正会員 13 団体、賛助会員 5 団体、計 18 団体を会員とし、会員団体共通の課題に対応するための調査・研究活動や、共済団体役職員への教・育研修活動、広報・出版活動、相談活動等を行っています。

◆日本文化厚生農業協同組合連合会

日本文化厚生連

日本文化厚生連は、1948 年に農協法により設立された、厚生連と単協の自主的な直接加入による連合会です。会員が参加した共同購買事業と協同活動を通じて、組合員と地域住民の命とくらしを守り、誰もが健康で文化的な生活を享受できる地域づくりを支援しています。

『会員の協同で、安心の地域づくりと経営改革の全国運動を』(第 9 次中期事業計画〔2020 ~22 年度〕スローガン) を実現するため、1. 会員の廉価購入・費用削減・収益向上の実現、2. 医療の質の強化・病院マネジメント改革につながる事業の発展、3. 厚生連と単協等が連携した地域包括ケア・地域づくりの事業開発支援を、会員の参画で進めています。

◆一般社団法人全国農林漁業団体共済会

JA 全国共済会

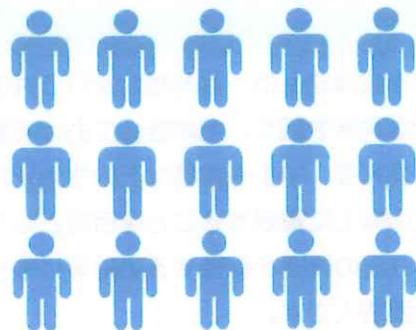
全国農林漁業団体共済会は JA をはじめとする農林漁業団体役職員を対象として、当該役職員の福祉の増進を図り、団体経営の安定化ならびに発展に寄与することを目的に退職金共済事業を実施している団体です。

数字で見る協同組合

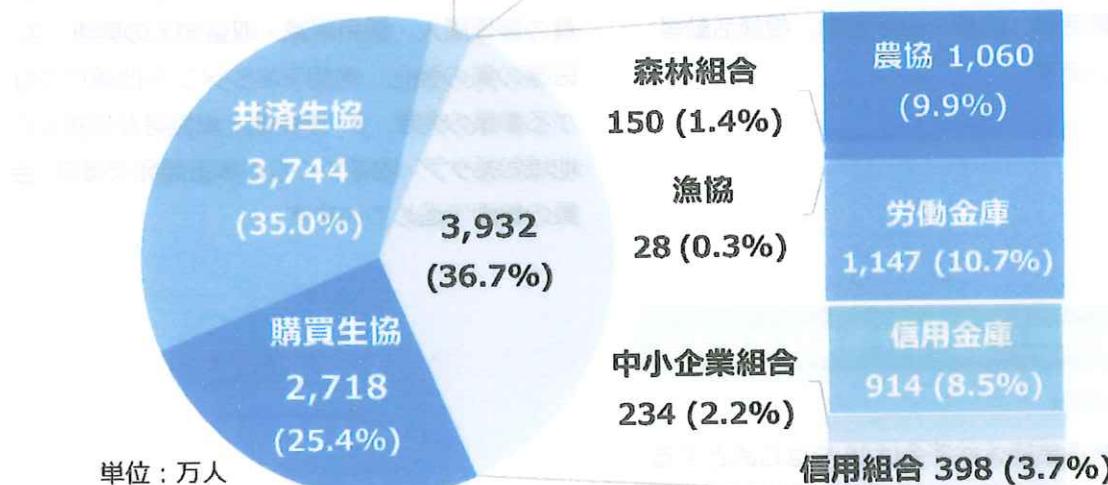
組合員数

延べ
1億700万人

(複数の協同組合に加入している場合は重複して計上しています)



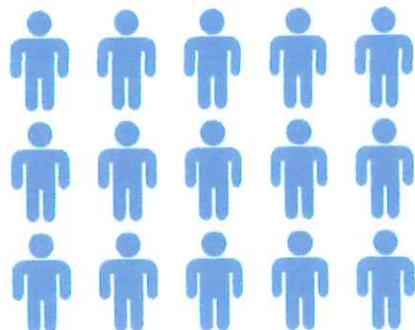
医療・福祉生協 304 (2.8%) その他の生協 2 (0.0%)



単位：万人

注：括弧内は組合員数
全体に占める構成比。

労働者協同組合 2 (0.0%)



常勤役職員数

57万人

事業全体



協同組合が生み出す
付加価値額
5兆2千億円

注：付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課

施設



組合員が利用できる
協同組合の施設数
3万6千か所

購買事業



協同組合の
食料品・生活用品供給高
4兆円

購買事業



協同組合の農林水産業
生産資材供給高
2兆円

販売事業



国内農林水産業産出額の
半分超が
協同組合を通じて出荷・販売

共済事業



国内保障市場における
協同組合のシェア
14%

信用事業



国内の預貯金額の
23%が
協同組合へ預けられています

信用事業



協同組合の
貸出金額
164兆円

出典：「2019 事業年度版 協同組合統計表」

編集・製作：一般社団法人日本協同組合連携機構（JCA）

発行：2022年3月

■詳しくは下記WEBサイトをご参照ください。

<https://www.japan.coop/study/statistic.php>

日本全国の組合員数は 約1億700万人 / 5,853万世帯 つまり...

世帯数は総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」
(平成31年1月1日現在)

平均すると、一世帯が約2つの
協同組合に加入していることになります。



日本の協同組合の総数は約4万1千組織

農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、労働金庫、信用金庫、信用協同組合、事業協同組合、労働者協同組合 等

協同組合のアイデンティティに関する ICA 声明

(日本協同組合学会訳)

定義

協同組合は、人びとの自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体をつうじて、共通の経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえることを目的とする。

価値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎とする。協同組合の創設者たちの伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

原則

協同組合原則は、協同組合がその価値を実践するための指針である。

第1原則 自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織であり、ジェンダーによる差別、社会的、人種的、政治的、宗教的な差別を行なわない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意志のあるすべての人びとに開かれている。

第2原則 組合員による民主的管理

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織であり、組合員は、その政策立案と意思決定に積極的に参加する。選出された役員として活動する男女は、すべての組合員に対して責任を負う。単位協同組合の段階では、組合員は平等の議決権（1人1票）をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

第3原則 組合員の経済的参加

組合員は、協同組合に公正に出資し、その資本を民主的に管理する。少なくともその資本の一部は、通常、協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員になる条件として払い込まれた出資金に対して、利子がある場合でも、通常、制限された利率で受け取る。組合員は、剩余金を次のいずれか、またはすべての目的のために配分する。

準備金を積み立てて、協同組合の発展に資するため—その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする—
協同組合の利用高に応じて組合員に還元するため
組合員の承認により他の活動を支援するため

第4原則 自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行なう場合、または外部から資本を調達する場合には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自治を保持する条件のもとで行なう。

第5原則 教育、研修および広報

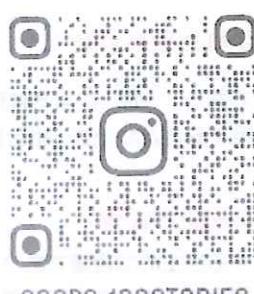
協同組合は、組合員、選出された役員、マネジャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育と研修を実施する。協同組合は、一般の人びと、特に若い人びとやオピニオンリーダーに、協同することの本質と利点を知らせる。

第6原則 協同組合間協同

協同組合は、ローカル 地域的、全国的、(国を越えた) リージョナル 広域的、国際的な組織をつうじて協同することにより、組合員にもっとも効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

第7原則 地域社会への関与

協同組合は、組合員が承認する政策にしたがって、コミュニティ 地域社会の持続可能な発展のために活動する。



国際協同組合デー第100回記念SNS企画「協同組合100のストーリー」はこちら！

第100回 国際協同組合デー 2022.7.2（土）

日本協同組合連携機構（JCA）Webサイト特設ページ
<https://www.japan.coop/wp/publication/11266>

2022年6月発行